

参考情報（日本国内の労働安全衛生関連法制度通達等の情報）

法定等事項	本邦法令記載事項	根拠法等	備考
労働時間、休憩時間、休日	1)原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させない。 2)労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩 3)少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日	1)労働基準法32条1項、2項 2)労働基準法34条1項 3)労働基準法35条1項、2項	
年少者の労働制限	1)使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。 2)満13歳以上の児童については、法に明示される条件をすべて満たす（非工業・軽易・健康福祉を害さない、就学時間外）、場合に限り、行政官庁（所轄労働基準監督署長）の許可を受けて就労させることが可能。 3)労働時間や深夜業（夜8時以降）にも労働基準法施行規則による制限がある。	労働基準法第56条1項、2項 労働基準法施行規則	労働基準法の年少者の労働条件は、日本も批准しているILO第138条に準拠している。 ILO第138条では、開発途上国の例外として「就業最低年齢は当面14歳、軽労働は12歳以上14歳未満」とされている。
年少者（18歳未満）が禁じられている労働	年少者（満18歳に満たないもの）に禁じられている危険業務が明示されている。	年少者労働基準規則8条	例えばクレーン操作、運搬機の操作、玉掛け業務、土木建築用機械操作、大型の丸のこ操作、有害物取扱い、高温低温の環境下での業務、火薬危険物の取扱、病原体により汚染の恐れのある作業（看護師の資格者や要請中のものはこの限りでない）など
女性労働基準	妊娠中及び産後1年以内の女性に行わせてはならない業務が明記	女性労働基準規則2条	*妊娠中の女性は 例えばクレーン操作、玉掛け業務、土木建築用機械操作、大型の丸のこ操作、5m以上の墜落のリスクのある場所での作業など *産後1年以内の女性は上記の作業に従事しないことを申告した場合に適用される。
アルコールの程度	1)酒気帯び運転、酒気帯び者への車両提供、同乗の禁止 2)酒気帯びの定義 血液1mlにつき0.3mg又は呼気1ℓにつき0.15mg	1)道路交通法65条 2)道路交通法施行令44条3項	懲役、罰金刑あり。 労働関係法では、自動車運転以外の業務での記載なし
トイレの個数	男子大便秘器 60人に1個 男子小便秘器 30人に1個 （男子の大小合わせた数では20人に1個となる。） 女子便秘器 20人に1個 他、男女別の設置、便池から汚物を土中浸透させない、手洗い、事業者はトイレを清潔に保つことが記載	労働安全衛生規則628条	日本国内の基準であり現場事情に応じて適切に設定する。（宿泊所や休憩所が近隣にあり、そこで対応できるなどの事情を十分に勘案する）
特殊健康診断	特定の有害な業務に従事する労働者に対して実施される健康診断。 ・高圧室内・潜水作業、放射線、特定化学物質（1類、2類）、石綿、鉛、四アルキル鉛、屋内作業での有機溶剤業務	労働安全衛生法66条2項、3項 労働安全衛生法施行令22条	国内では労災関連で当該特殊健康診断を要するが、作業員等の労働安全衛生に関する各国事情にかながみて対応する必要がある。 個別には 有機則29条、鉛則53条、四アルキル則22条、特化則39条、高圧則38条、電離則56条（放射線）、除染則20条、石綿則40条がある。
作業中止基準	強風：10分間の平均風速が毎秒10m以上の風 大雨：1回の降雨量が50mm以上の降雨 大雪：1回の降雪量が25cm以上の降雪 地震：震度4以上の地震 暴風：瞬間風速が毎秒30mを超える	悪天候の解釈例規 通達 基発309号（s46.4.15） 天候条件によりできない各種作業は安衛則、クレーン則、ゴンドラ等安全則中にさだめられている。	
作業高さ	1)高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等では囲い、手すり、覆い等を設ける 2)不可能な場合は防網、墜落制止用器具を使用させ危険防止の措置を行う。 3)高さまたは深さが1.5m以上の場合には安全に昇降できる設備をつける	1)労働安全衛生規則第519条1項 2)労働安全衛生規則第519条2項 3)労働安全衛生規則第526条	*囲い等を設置することで、墜落制止用器具を必ずしも使う必要がないと解釈できる。 *高さ2m未満の場合、囲い等の設置は義務とはならないと解釈できる。 *しかし、労働者の安全と健康を確保する（安衛法3条）ために必要な場合は囲い等を設置したり、必要に応じて墜落制止用器具を使うことを検討すると解釈するのが妥当と考えられる。
足場について（1）	561：丈夫な構造のもの 561-2（令和7年4月新設）（建物の外側のスペースが）幅1m以上の箇所での本足場の使用。吊り足場や障害物がある場合はこの限りでない。 563-1-2 床材幅40cm以上、隙間3cm以下、床材-建地（たてじ）12cm以下 563-4 幅20cm以上、厚3.5cm以上、長さ3.6m以上の板材を移動させながら使う場合には、 1)3以上の支持物にかけ渡すこと 2)突出部は支持物から10cm以上 3)長手方向に重ね合わせる場合は支持物上を含み20cmラップさせる。	労働安全衛生規則 第561条・第563条	561-2は、できるだけ本足場を使用するようスペースが幅1m以上の箇所を確保するようにするという意図もあり。（2025年改訂で追加） 563-1-2は、物の落下を防ぐため、12cmでも小道具やスマホなどは落とす可能性があり、幅木の設置や隙間にメッシュなどを張ることで床材と建地間の制約はなくなる（563-2）。 *建地とは足場の支柱を指します。床材-建地間とは具体的には物が落ちる可能性のある隙間を指します。 *免震構造の建物の場合、地震時に建物が50cmぐらゐの変動を起こすことが想定され、建物と足場の衝突もあるところ、足場下に滑り材を設置するなどの対策が必要です。
足場について（2）	567-1 点検者の指名、作業前の足場用墜落防止設備の取り外しや脱落の有無の点検の実施 567-2 強風、大雨、大雪等の悪天候や中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後に、点検者を定めて点検を行う。 655-1 注文者側（請負に対する元請け）の対応で、最大積載荷重を表示すること。 655-2 567-2と同内容だが、点検時の不具合に対する修理の対応が明示されている。	労働安全衛生規則 第567条・第655条	567-2、655-2の点検項目は以下 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 四 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無 五 幅木等の取付状態及び取り外しの有無 六 脚部の沈下及び滑動の状態 七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無 八 建地、布及び腕木の損傷の有無 九 突りようかつり素との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能
昇降設備、移動はしご、脚立	526 1.5m以上の高さで作業を行う場合の昇降設備の設置 527 移動はしご 幅30cm以上、滑り止めや転移防止の設置 528 脚立 脚と水平面の確度は75度以下、踏み台は作業に必要な面積を有すること	労働安全衛生規則 第526条～第528条	

各種重機作業での合図	104条 作業開始前に合図及び合図をするものを定める。	*車両系荷役運搬機械等 第151条-8 *車両系建設機械 第159条 *荷のつり上げ作業 第164条-3 *コンクリートポンプ車作業 第171条-2 *くい打ち機等 第189条 *高所作業車 第194条-12, 20 *導火線発破作業 第319条、電気発破作業第320条 *揚貨装置 第467条 *クレーン等車の運転 第639条 林業、材木、樹木系、軌道関連は含めていない	
クレーン	作業員を移動式クレーンで運搬またはつり上げての作業実施は禁止。作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設けて乗せることができる。 1) 搭乗設備の転位及び脱落を防止する措置。 2) 墜落制止用器具等の使用。 3) 請負人への周知 4) 搭乗設備と搭乗者との総重量の一・三倍に相当する重量に五百キログラムを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重をこえないこと。 5) 搭乗設備を下降させるときは、動力下降の方法	クレーン則 72～73条	必要に応じ、誘導員、立ち入り禁止の措置を行うものとする。
車両系建設機械のシートベルト着用	シートベルトを使用させるように努めなければならない（努力義務）	労働安全衛生規則 第157条の2	転倒時保護構造を有し、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないよう努めることも必要（努力義務）
車両系建設機械との接触	1) 車両系建設機械との接触の恐れがある個所への立ち入り禁止措置（禁止の表示他の方法）。 2) 誘導者を配置した場合はこの限りでない。 3) 運転者は誘導者の誘導に従わなければならない。 4) 上述の2)の場合、事業者は合図を定め、誘導者はその合図を実施する。運転者は合図に従う。	労働安全衛生規則 第158条（接触の防止）、 合図については上述	第1に建設機械の作業範囲に立ち入らないようにし、やむを得ない場合に誘導者を配置して誘導を行う順となると考えられる。 バックブザーについては周囲への注意上必要なものであるが、騒音等の問題から都市部周辺では使わないケースもある
車両系建設機械 運転者が運転位置から離れる場合 くい打ち・杭抜き、ボーリングマシンの運転席からの離脱禁止 高所作業車の運転位置から離れる場合	(車両系建設機械) 1) バケツ、ジッパ一等の作業装置を地上に下ろす。 2) エンジン等を止めること。走行ブレーキを掛ける等する。 (くい打ち・杭抜き、ボーリングマシン) 運転者は巻き上げ装置に荷重をかけた状態で離脱しない。巻き上げ装置が停止状態の場合には必ず歯止め等をつける。 (高所作業車) 1) 作業床を最低降下位置に置く 2) エンジン等を止めること。走行ブレーキを掛ける等する。	(車両系建設機械) 労働安全衛生規則 第160条 (くい打ち・杭抜き、ボーリングマシン) 労働安全衛生規則 第186条 (停止時の対応は185条) (高所作業車) 労働安全衛生規則 第194条-13 林業、材木、樹木系、軌道関連は含めていない	車両系建設機械や高所作業車は車両の逸走防止のために車止めなどもつけることが妥当。また、立ち入り禁止などの表示やコーン設置などもある方が望ましいと考えられる。
アウトリガーの張り出し	アウトリガーの張り出しには、最小張出、中間張出、最大張出があり、空車時定格総荷重が変わるため、カタログなどで確認する（どの社も中間張出の場合は最小張出の総荷重を使うように記載されている）	各社カタログに記載	
玉掛け作業	1) 18歳未満の就業禁止 2) 妊娠中女性の就業禁止 3) 地切り時時の吊り荷確認、要すれば再度着地 4) クレーン作業中は直接吊り荷および玉掛け用具に触れない 5) 重量物及び長尺物を吊り上げる時は、介錯ロープを用いる	1) 労働基準法62条、年少者労働基準規則8条 2) 労働基準法64条3項、女性労働基準規則2条 3) 玉掛け作業の安全に係るガイドライン第3 4(2)ハ 4) 玉掛け作業の安全に係るガイドライン第3 5(1)ホ 5) 土木工事安全施工技術指針	クレーン規則：安全係数、不適格なロープやチェーン等の不使用、就業制限や教育の記載あり。 3-3-3運動については経験則であり根拠法令基準はない。
高所作業員乗車での走行	高所作業車作業床上に作業員がいる場合、走行させてはならない。ただし平坦で堅固な場所で、誘導員を配置するなどした場合はこの限りでない。	労働安全衛生規則194条の20 1項1～3号	誘導員を配置できない場合（複数台の作業車が作業をする場合など、危険が伴う場合）、標識や作業車が輻輳しないなどの対策を施す。
車両系建設機械の用途外使用 高所作業車の用途外使用	車両系建設機械を主たる目的の用途以外で使うことの禁止 ただし、条件により可とすることがある（備考の欄） 荷のつり上げ等の用途外使用をしてはならないが、労働者の危険を及ぼす恐れのない場合はこの限りでない。	労働安全衛生規則 第164条 クレーン機能を備えた車両系建設機械の取り扱いについて(2000年2月28日) 労働安全衛生規則 第194条-17	労働者の安全が確保されることが必要。 更に、吊り荷作業の場合は吊り荷の落下のリスクがあり「安全が確保される作業上やむを得ない場合。フックなどが十分な強度があり外れ止めが設置や外れる恐れがない場合。」とされ、ロープ、チェーン、玉掛け装置などの安全係数などが3項以降に明示される。 用途外使用は原則禁止だが、例外的に行う場合はリスクアセスメントと安全対策が必須。また、安全衛生責任者や元方事業者は、作業計画書やKY活動で用途確認を徹底する必要がある。
トラックの荷台への乗車	禁止。 ただし、貨物を看守する場合の最少人数の乗車、管轄の警察署長が許可した場合にはこの限りでない	道路交通法55条、56条	現地で一般に使用されている場合は営業許可などを確認の上、了解とするか。
土質別掘削勾配	356 地山が岩盤または固い粘土の場合とその他で分類し、掘削面の高さにより勾配を示している。 357 砂からなる地山、発破作業を伴う場合の特例が示される	労働安全衛生規則 第356条・第357条	
作業指揮者	*車両系建設・荷役運搬機械での作業・修理アタッチメント装着取外 *不整地運搬車や構内運搬車、100kg以上のもの貨物自動車や貨車での積卸 *車両系木材伐出機械や林業架線の作業・修理アタッチメント装着取外 *輸送管等の組み立てまたは解体 *くい打・抜、ボーリングマシンの組み立て、解体、変更、移動 *高所作業車での作業や修理、作業床の装着取外 *危険物の製造・取扱い、 *化学設備・付属設備や液体酸素設備の改造、修理、清掃 *導火線発破、電気発破 *電気工事の作業、ガス導管の防護の作業 *建築物、橋梁、足場等の組立解体変更で墜落による危険の恐れがある場合 *ロープ高所作業	特に免許や技能講習はないが、危険作業のため、作業の指揮者を配置する必要があるもの	

<p>作業主任者 (免許制) 安衛規則で選任が明示されているもの</p>	<p>衛生管理者 高圧室内作業主任者 ガス溶接作業主任者 林業架線作業主任者 ボイラー技士(特級～2級) エックス線作業主任者 ガンマ線透過写真撮影作業主任者</p>	<p>ボイラー取扱作業主任者はボイラー則によりボイラー技士から選任する。</p>	
<p>作業主任者 (技能講習受講) 安衛規則で選任が明示されているもの</p>	<p>木材加工用機械作業主任者 プレス機械作業主任者 型枠支保工の組み立て等作業主任者 乾燥設備作業主任者 コンクリート破砕器作業主任者 地山の掘削及び土留め支保工作業主任者(地山掘削、土留め支保どちらも可) ずい道等の掘削等作業主任者 砕石のための掘削作業主任者 はい作業主任者 船内荷役作業主任者 建築物の鉄骨等の組み立て等作業主任者 鋼橋架設等作業主任者 木造建築物の組み立て等作業主任者 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 コンクリート橋仮設等作業主任者 足場の組み立て等作業主任者 プレス作業主任者</p>		
<p>作業主任者 (技能講習受講) 安衛法14条及び個別法令等に基づき選任を行うもの</p>	<p>有機溶剤作業主任者 圧力容器取扱作業主任者(第1種) 石綿作業主任者 特定化学物質作業主任者 金属アーク等溶接作業主任者 酸素欠乏危険作業主任者 鉛作業主任者</p>		
<p>免許制 免許を持つものが作業を行う</p>	<p>発破技士 揚貨装置運転士 ボイラー溶接士(特別、普通) ボイラー整備士 クレーンデリック運転士 移動式クレーン運転士 潜水士</p>		